

(契約保証金)

第122条 契約権者は、契約を締結したときは、直ちに契約者をして、契約金額の100分の10以上（インターネット公有財産売却システムによる入札に係る契約にあっては、予定価格の100分の10以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫、その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要がないと認めるとき。

2 第103条第2項及び第3項の規定は、契約保証金に準用する。この場合において、同条第2項第6号中「金融機関」とあるのは、「金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

3 契約者は、第1項第1号の保険契約若しくは同項第2号の保証契約（以下「保険契約等」という。）を締結したとき又は前項後段において準用する第103条第2項第6号の担保を提供したときは、直ちに当該保険契約等又は当該担保に係る保証書等（以下「保証書等」という。）を契約権者に寄託しなければならない。

4 前項の場合において、工事内容の変更その他の理由により履行期限を延長し、又は短縮したときは、契約者は直ちに保険契約等又は担保の保証期限を変更後の期限に合わせて変更し、保証書等を契約権者に寄託しなければならない。

5 契約者は、前2項の規定による保証書等の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、保険契約等若しくは担保の相手方である保険会社又は保証事業会社が定め、契約権者が認める措置を講ずることができる。この場合において、契約者は、当該保証書等を契約権者に寄託したものとみなす。

(契約保証金の還付)

第123条 契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、契約者が契約を履行したとき又は第125条の規定による契約の解約があったときは、直ちに還付するものとする。

(契約の変更等)

第124条 契約権者は、必要があると認めるときは契約者と協議し、又は契約者からその責に帰することのできない事由により履行期限の延長の申出があったときはその内容を調査して、当該契約を変更することができる。

2 契約権者は、前項の規定により契約の内容を変更しようとするときは、速やかに第119条から第121条までの規定による手続の例により変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させなければならない。

3 契約権者は、契約者からその責に帰すべき事由により履行期限の延長の申出があったときは、その内容を調査し、やむを得ないと認めるときは、遅延利息を付し、当該期限の延長を承認することができる。

（契約の解約）

第125条 契約権者は、契約者からその責に帰することのできない事由により契約の解約の申出があったときは、その内容を調査し、やむを得ないと認めるときは、当該契約を解約することができる。

（契約の解除）

第126条 契約権者は、契約の履行に当たり、契約者が次の各号の一に該当すると認めるときは、約定により当該契約を解除することができる。

（1） 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

（2） 契約者の責に期すべき事由により履行期限までに給付を完了する見込みがないとき。

（3） 監督又は検査に際し、監督又は検査に携わる職員の職務の執行を妨げたとき。

（4） その他契約条項に違反する行為があったとき。

2 契約権者は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、解除する理由を明らかにした文書をもって当該契約者にその旨を通知しなければならない。

第5節 契約の履行

（権利義務の譲渡禁止）

第127条 契約権者は、契約者をして、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡させ、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして市長の承認を得たときは、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第128条 契約権者は、契約者をして、契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）については、前項ただし書の規定は、適用しない。

（部分払）

第129条 契約権者は、契約に基づく給付の既済部分又は既納部分に対しその完済又は完納前に代金の一部を支払う特約があるときは、工事、製造その他の請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価の範囲内において、部分払をすることができる。ただし、性質上可分の工事、製造その他の請負契約に係る完済部分にあってはその代価の全額までを支払うことができる。

2 前項の場合において、既に前金払により当該代金の一部を前払しているときは、前項の額から、その額に契約金額に対する前払金額の割合を乗じて得た額を控除しなければならない。

（公共工事に要する経費の前金払）

第130条 契約権者は、前払法第2条第1項に規定する公共工事について、契約者が保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結し、当該保証契約書（以下「保証証書」という。）を寄託した場合は、約定により前金払をすることができる。

2 前項の規定による前金払の用途の範囲は、契約権者が認めた経費とし、支払額は、次に掲げるとおりとする。

（1） 建設工事 契約金額の4割を超えない範囲の額

（2） 測量、設計及び調査の業務 契約金額の3割を超えない範囲の額

- 3 前金払をした後に設計変更等の事由により契約金額を増額しても、前払金の額は増額しないものとする。ただし、当該契約金額の増額が著しく多額である場合で、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- 4 契約権者は、第124条第1項又は第3項の規定により工期の変更をした場合には、契約者をして直ちに前払金の保証契約を変更させ、変更後の保証証書を寄託させなければならない。前項ただし書の規定により前払金の額を増額しようとする場合においても同様とする。
- 5 契約者は、第1項及び前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、保証契約の相手方である保証事業会社が定め、契約権者が認める措置を講ずることができる。この場合において、契約者は、当該保証証書を契約権者に寄託したものとみなす。

(義務違反による前払金の返還)

第131条 契約権者は、次の各号の一に該当するときは、前条第1項の規定による前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 契約者が前払金を当該公共工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 契約者がその契約義務を履行しないとき。
- (3) 当該公共工事に係る契約を解約し、又は解除したとき。

第6節 監督及び検査

(監督)

第132条 契約権者は、契約の適正な履行を確保するため、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、必要な監督をしなければならない。

- 2 前項の規定により監督を行う者（以下「監督職員」という。）は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、立会い、工程の管理、試験又は検査その他の方法により監督し、契約者に必要な指示をしなければならない。
- 3 監督職員は、監督をしたときは、その内容、指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(検査)

第133条 契約権者は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、必要な検査をしなければならない。この場合において、検査を行う者（以下「検査職員」という。）は、前条に規定する監督職員以外の者でなければならない。

- (1) 契約者が給付を完了したとき。
 - (2) 部分払を行う必要があるとき。
 - (3) 物件の一部の納入があったとき。
 - (4) 給付の一部を使用しようとするとき。
 - (5) 給付の一部の引渡しを受けるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、契約権者が必要と判断したとき。
- 2 検査職員は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査しなければならない。
 - 3 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。この場合において、検査又は復元に要する費用は当該契約者が負担する旨を契約書に明らかにしておかなければならない。
 - 4 検査職員は、前3項の規定による検査の結果、契約の履行が不完全であると認めるときは、監督職員に必要な措置をとることを求めなければならない。

(検査の立会い)